

高齢者虐待防止マニュアル

令和8年（2026）年4月改訂版

医療法人社団英志会

富士整形外科病院居宅介護支援事業所

1 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では次の5つの行為の類型をもって「虐待」と定義しています。

(1) 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」

(2) 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

(3) 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」

(4) 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」

(5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」

(1) 身体的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること」と定義されています。次に記載されていることは、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「身体的虐待を受けた」と感じる行為です。

1. 微熱を理由に、ベッドの上での生活を強制された。
2. 声かけの為に腰を叩かれ、とても痛がった。
3. 大きなスプーンで口一杯に入れる為、上手く飲み込めず、むせてしまう事がある。
4. 車椅子の移動、あるいは食事の介助、衣服の着脱時等、乱暴であったり、テンポが速く、利用者がおどおどしている場面を見ることが多い。
5. 利用者に布団を掛けるとき、放り投げるように掛けた。
6. 関節可動域に制限があるにも関わらず、健側から無理やり着替えさせた。
7. 経管栄養のチューブを抜き取る事があったので、ベッドに手を縛られた。縛り方に問題があり痛々しかった。
8. 臥床する時、少し乱暴に寝かせているのを見かける。
9. 車椅子のベルトで拘束されているのを目撃した。トイレに閉じ込められた。
10. トイレに閉じ込められた。
11. つねられたか、叩かれたようで、手足に触れると「痛い、痛い」という。腕や足につ

ねられたような傷跡と内出血があった。

12. 認知症だから分からないだろうと思って、頭を叩かれた。
13. 車椅子を強く押し放つ。
14. 点滴のアザと打撲と間違えるような対応の仕方があった。
15. 声かけなしに、ベッドから車椅子に移乗させた。

(2) 介護・世話の放棄・放任

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長期間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること」と定義されています。

次に記載されていることは、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「介護・世話の放棄・放任」と感じる行為です。

1. まだ十分トイレで対応できる時も朝の1回のみトイレで対応。朝以外はおむつ対応。
2. 訪室する度に目やにが溜まっている。
3. 洋服がはだけたり、汚れているのにそのまま。
4. いつ面会に行っても、同じ洋服を着ている事が多い。
5. 夜間はおむつ交換をしてくれず、寝衣からシーツがびしょびしょになり冷たかった。
6. 汚れたシーツを替えてくれなかった。
7. ベッドのシーツの上の食べこぼしが常にある。
8. 入浴後、髪の毛を乾かしてもらえない。
9. 排泄後のズボンがねじれている事が結構ある。
10. 一日中おしゃべりさせたり、椅子に座らせっぱなしだったり、積極的に働きかけをする姿勢がない。
11. 忙しい時間帯は寝かせてられている。
12. 発熱時、家族が面会に行き、やっとな氷枕をしてもらえた。
13. 衣類の調節をしてもらえなかった。
14. 食事介助のスピードが早い。
15. 介助法を工夫して、食事摂取量を増やして欲しいとお願いしたが、「うちではできない。嫌なら他の施設に移ってくれ。」と言われた。
16. 粥を落下させてしまった人に対して、「あら残念ね」と言って、代わりのものを運んでこなかった。
17. 「今は忙しいから後で」と言われた。
18. 大小便の処置に困り呼んだが、なかなか来てくれなかった。
19. 呼び出しボタンを押してもなかなか来ない。
20. 職員を呼んでもなかなか来てくれない事が何度もあった。

(3) 心理的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者に対する著しい暴言又は著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されています。次に記載されていることは利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「心理的虐待を受けた」と感じる行為です。

高齢者虐待防止法の定義をそのとおりに解釈すれば、当てはまらない内容もあげられています。しかしあくまで「高齢者の気持ちを起点にする」考え方をとれば、深く受け止めるべきでしょう。

1. 耳の遠い方が多い為、声が大きくなるが正常な方は怒られているように感じる。
2. 「入所しているのは、あなた1人ではないんだから」と言われた。
3. 認知症老人に対して、「同じことを何回も言わない」「何回言ったらわかるの」と強い口調で言われた。
4. 食べ残しをすると「残した物は捨てなければならないの」と強い口調で言われた。
5. 上から物を言う。高齢者（年長者）を敬う態度から遠い。
6. 「何をやっているんだ」「何ぐずぐずしているんだ」等、乱暴な言葉遣い。
7. 母の名前を呼び捨てやあだ名又は「おばあさん」と呼ぶ。
8. 「それはやめましょう。駄目です」等の指示をしている態度。
9. 本人の前で本人が気にする、気になるような言葉をしゃべっている。
10. 本人のいる前でトイレ（排泄）に関して話された。
11. 手のかかる人に対して聞こえない素振りをした。
12. 忙しいことを理由に話を聞いてもらえない。
13. 「早く食べて」と急がせる言葉を言う。
14. 返事をしない職員がいた。
15. 車椅子の老婦人が「帰りたい」と言っていることに対して無視をしている。
16. 怪我の際、必要以上に「〇〇さん、わかりましたか？」と色々な職員に確認された。
17. 認知症で理解力がなく本人が受け入れていないのに、あだ名をつけて呼んでいた。
18. 友達と話すような態度で接したり、言葉を遣う。
19. 「臭い」「汚い」と本人の前で声を出しておむつ交換をした。
20. 厳しい口調で利用者に接しているのを見た。
21. 食事量が減少している利用者に「食べないと死んじゃうよ」と言う。
22. 上肢に片麻痺があるにもかかわらず、両手でしかできない作業を与えられた。
23. 同じことを何度も言う人に「うるさい」と言う。
24. 「あれが悪い」「これが悪い」と短所ばかり言う。
25. 子供に対してするように頭を撫でたり、子供に対して使う言葉を遣う。
26. お願いをした際に、不快な顔をされ、少し嫌な感じだった。
27. お願いや要求に対して「あなたの家政婦じゃない」等、拒否的な発言をする。
28. 1分1秒でも一緒に居たくない態度が見てとれる。

29. 失敗に対して「何でできないの」「急いでいるから」「早くして」などと言った。
30. おむつ交換時「またこんなに汚して」と言った。
31. 「お前なんか死んでしまえ。そしたら自分が楽になる」と言われた。
32. 「何回も鳴らすな」「何かも呼ぶな」等、不機嫌な顔で叱られた。

ここに記載された内容は、高齢者虐待防止法の「暴言」「著しい心理的外傷を与える行動」だけではありません。その内容は、①高齢者の尊厳の保持がされていない対応が多く含まれており、子供扱い、高圧的態度、事務的態度、指示的態度、高齢者への配慮に欠けた無神経と思われる言動などがあります。また、②組織的、管理的な問題として施設側の管理優先で、利用者の行動や自由を不当に制限したり、家庭生活の環境に近づけるような配慮や努力の欠如があります。また、③ケアの質として利用者中心のケアがされていない場合もあります。また、職員の説明不足や職員の一方的判断もしくは決めつけなどの④コミュニケーション技術不足も見られます。

(4) 性的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしわいせつな行為をさせること」と定義されています。次の記載は、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「性的虐待を受けた」と感じる行為です。

1. カーテンを開けっぱなしで利用者のおむつ交換をしていた。
2. カーテンもせずに窓や廊下から丸見えの状態パンツを脱がせっぱなし。
3. 下着を履いているかどうかズボンを下げて確認する。
4. 入浴、排泄など身体介護で恥ずかしいことをされた。
5. いきなり懷に手を差し入れて脇の下等、身体を触る。

(5) 経済的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と定義されています。次に記載することは、調査の結果、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「経済的に虐待を受けた」と感じることです。

1. ケアマネジャーやヘルパー等の支援者から金品を要求された。
2. 出金日が決められていて、好きな時に金融機関等から自分のお金をおろせない。
3. 父は見聞きが満足にできないのにかなり高額なテレビ使用料を取られている。
4. 刺激を与える理由に、見てもいないテレビの利用料を取られている。
5. 不当な利用料金を請求されている。
6. 事前連絡なしに「お小遣い預かり金」でゴム印を購入されていた。
7. お風呂に入っていないのに料金を取られた。

2 高齢者虐待の発見方法

(1) 高齢者虐待が発見されにくい理由

◇ 社会からの孤立

高齢者は外出する機会が少ない傾向にあるため、社会から孤立しやすくなります。要介護状態であればなおのこと家庭内で閉ざされた環境となりやすく、第三者による高齢者虐待が発見されにくい状態となります。

◇ 高齢者虐待行為の隠蔽

高齢者虐待が起こっていても、虐待をしている人も受けている人も他人に知らせることはしないで、隠そうとする傾向があります。特に虐待を受けている高齢者自身が、「自分さえ我慢していれば・・・」と世間体を気にするあまり、不適切な養護をしている者をかばってしまうことや虐待を指摘されても「これは自分の不注意で、どこかで打ってできた傷だ」などと否定することも多くあります。

(2) 高齢者虐待を発見するために

◇ 高齢者虐待のサインに気づく

高齢者虐待を早期に発見することは、極めて重要になります。そのためには、高齢者の家庭に入る機会の多い保健・医療・福祉の関係機関はそれぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知し、高齢者虐待の存在に気づいていくことが求められます。

下記の項目のうち複数の項目に当てはまると高齢者虐待の疑いが濃くなります。ただし、ここに記載したサインはあくまで例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておくことが必要です。

① 共通して見られるサイン

- (ア) 通常の行動が不自然に変化する。
- (イ) 少しのことで怯えたり、恐ろしがったりする。
- (ウ) 人目を避け、多くの時間を1人で過ごす。
- (エ) 医師や保健・福祉の関係者に話す事や援助を受けることをためらう。
- (オ) 医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
- (カ) 睡眠障害がある。
- (キ) 不自然な体重の増減がある。
- (ク) 物事や周囲の事に対して極度に無関心である。
- (ケ) 強い無力感、あきらめ、投げやりな態度が見られる。

② 身体虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

(ア) 【あざや傷の有無】

頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざが見られる。

(イ) 【あざや傷の説明】

あざや傷の説明に関するつじつまが合わない。求めても説明しない又は、隠そうとする。

(ウ) 【行為の自由度】

自由な外出ができない、自由に家族以外の人と話すことができない。

(エ) 【態度や表情】

怯えた表情、急に不安がる、家族のいる場面といない場面とで態度が異なる。

(オ) 【話の内容】

「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある。

(カ) 【支援のためらい】

関係者に話す事を躊躇する、話す内容が変化する、新たなサービスの拒否がある。

③ 養護者による世話の放棄サイン

(ア) 【住環境の適切さ】

異臭がする、湿度・ほこり・油等でべたべたする、冷暖房の欠如、極度に乱雑な住環境。

(イ) 【衣服・寝具の清潔】

着のみ着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツである事が多い。

(ウ) 【身体の清潔さ】

身体の異臭、汚れのひどい髪や爪、皮膚の潰瘍。

(エ) 【適切な食事】

痩せが目立つ、菓子パンのみの食事、よそではがつがつ食べる。

(オ) 【適切な医療】

家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。

(カ) 【適切な介護サービス】

必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、サービス利用量が極端に不足。

④ 性的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

(ア) 【出血や傷の有無】

生殖器等の傷、出血、痒みの訴えがある。

(イ) 【態度や表情】

怯えた表情、怖がる、人目を避けたがる。

(ウ) 【支援のためらい】

関係者に話す事をためらう、援助を受けたがらない。

⑤ 心理的虐待を受けいている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

(ア) 【体重の増減】

急な体重の減少、痩せすぎ、拒食や過食が見られる。

(イ) 【態度や表情】

無気力な表情、投げやりな態度、急な態度の変化。

(ウ) 【話の内容】

話したがらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言がある。

(エ) 【適切な睡眠】

不眠の訴え、不規則な睡眠。

⑥ 経済的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

(ア) 【訴え】

「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言がある。

(イ) 【生活状況】

資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている。

(ウ) 【支援のためらい】

サービス利用をためらう。

⑦ 養護者・家族に見られるサイン

(ア) 【高齢者に対する態度】

冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的。

(イ) 【高齢者への話の内容】

「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションを取ろうとしない。

(ウ) 【関係者に対する態度】

援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁。

(エ) 【養護者自身の状況】

酒気帯び状態であるなど。

3 介護支援専門員としての責務

- ◇ 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 前①～③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◇報告義務・通報義務・公益通報

介護支援専門員自身が虐待と思われる行為や不適切な関わりを行った場合も、利用者の権利擁護の観点から隠したりせず、早期に上司に報告すること。

① 介護支援専門員等における高齢者虐待の通報義務

介護支援専門員等の責務として、「高齢者福祉の仕事に従事する人は高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、その早期発見に努めること」が示されています。高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課せられています。また、高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして虐待を止めることが大切です。

② 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、「刑法の秘密漏示罪の規定とその他の守秘義務に関する法律の規定は要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を防げるものとして解釈してはならない」ことが示されており、虐待の相談や通報を行うことは、要介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはなりません。

③ 公益通報者保護

この法律では労働者が、事業所内部で法律違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

所定の要件とは、

- 1) 不正の目的で行われた通報でないこと
- 2) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
- 3) 当該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

と規定されています。また、高齢者虐待防止法においても通報した事によって解雇その他の不利益な扱いを受ける事を禁じています。

【公益通報者に対する保護規定の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 解雇の無効② その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止 |
|--|

4 虐待を防止するためには

1. 事業所理念の共有

① 組織運営の健全化から考える

1) 理念とその他の問題

- ・ 事業所の理念や組織運営の方針を明確にする
- ・ 理念や方針を職員間で共有する
- ・ 理念や方針を実現するための具体的な指針を提示する

2) 組織体制の問題

- ・ それぞれの職責・職種による責任や役割を明確にする
- ・ 虐待防止委員会等をはじめとする必要な組織を設置・運営する
- ・ 職員教育の体制を整える

3) 運営姿勢の問題

- ・ 第三者の目を入れ、開かれた組織にする
- ・ 利用者、家族との情報共有に努める
- ・ 業務の目的や構造、具体的な流れを見直してみる

② 負担、ストレス、組織風土の改善から考える

1) 負担の多さの問題

- ・ 柔軟な人員配置を検討する
- ・ 業務の効率性や役割等の見直しを検討する

2) ストレスの問題

- ・ 柔軟な人員配置を検討する
- ・ 業務の効率性や役割等の見直しを検討する

3) 組織風土の問題

- ・ 組織運営の健全化、チームアプローチの充実、倫理観と法令遵守を高める教育の実施に丁寧に取り組んでいく
- ・ 取組みの過程を職員間で体験的に共有する
- ・ 負担の多さやストレスへの対策を十分に図る

4) 役割や仕事の範囲の問題

- ・ 関係する職員がどのような役割を持つべきなのかを明確にする
- ・ 個々での役割、チームで動く業務内容を明確にする

2. リスクマネジメントにおける組織運営の健全化

① 職員間の連携の問題

- ・情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める
- ・チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める
- ・より良いケアを提供するためには立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する

② 倫理観と法令遵守を高める教育の実施から考える

1) 非利用者本位の問題

- ・利用者本位という大原則をもう一度確認する
- ・実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかチェックする
- ・職員の関心を高める掲示物等を掲示・回覧する

2) 意識不足の問題

- ・介護支援専門員倫理綱領のほか、基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- ・目指すべき介護の理念をつくり共有する

3) 虐待、身体拘束に関する意識・知識の問題

- ・関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ
- ・拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ

③ ケアの質の向上から考える

1) 認知症ケアの問題

- ・認知症について正確に理解する
- ・本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく

2) アセスメントと個別ケアの問題

- ・心身の状態を丁寧にアセスメントする
- ・アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する

3) ケアの質を高める教育の問題

- ・認知症ケアに関する知識を共有する
- ・アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ

5 適切なケアを実現することが虐待防止

虐待防止の難しさは、分かりにくさと深刻さであり、分かりにくさは誤解や混乱を生み、深刻さは見ても見ぬふりや問題の先送りにつながります。行為だけで虐待を定義することは容易ではなく、虐待はそれを受ける利用者の思いが1番大切です。利用者、家族が主体となったサービスを提供し、虐待であろうとなかろうと「不快」「悲しい」「色々事情がある」

「これは誤解だ」「これくらいは仕方がない」などの日常のケアを振り返ることが、虐待を防止することに繋がります。

6 虐待防止のための対策を検討する委員会

(1) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律〈H17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。〉第2条に規定する高齢者をいう。以下同じ。）の虐待の早期発見及びその適切な支援を図るため、富士整形外科病院居宅介護支援事業所にて虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。

- ・委員会は、委員5名で組織する。
- ・委員会に委員長を置き、委員長は、管理者が行う。

(2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること

事業所職員は高齢者福祉に携わる者として、高齢者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、高齢者の早期発見に努める。また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。（通報の流れについては、事業所で作成したフロー図に沿った方法とする。）養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携協力体制を整備する。養護者に対する高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

事業所職員は、高齢者虐待の防止、養護者の支援の重要性に関する理解を深める。（高齢者虐待防止法に則り）不幸な事件を繰り返さないために、公的機関と連携をとり虐待を防止し、被害を救済する仕組みを作る。

(3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

事業所では高齢者虐待について早期発見、通報の義務があるという意識を持ち、高齢者虐待防止、養護者支援のための知識を深めるため研修に参加する。外部研修に参加し、知識を深める。また、事業所内での研修にて、伝達研修をする等、知識と情報の共有に努める。

養護者による虐待の疑いがある、または虐待の疑いはないが対応継続の必要がある高齢者について発見した時には、事業所内で情報共有をする。状況を把握し、将来予測を立て、根拠ある支援を行うための知識、情報収集に努める。

研修については定期的に行い、記録を保管する。

(4) 虐待等について、従事者が相談・報告できる体制整備に関すること

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したとき、まずは、高齢者の生命や身体の安全確認を行う。虐待事実の有無の判断をするため、また、客観性を高めるため、担当介護支援専門員と管理者で訪問、必要な情報を収集する。当該地域包括支援センターに情報提供、または地域包括支援センター職員が同行訪問する。虐待の有無、緊急性が高い状況かどうかを見極める。事実確認項目（サイン）、アセスメント要約票を活用し、虐待が疑われる事実について確認する。

虐待の疑いがある、または、虐待ではないが対応継続の必要がある利用者について、事業所内で情報共有する。モニタリングや関係事業所からの情報により状況把握をし、状況の変化に適切な対応ができる体制を作る。記録を残し、経過を追って対応する。担当介護支援専門員は1人で抱え込まないよう事業所内での情報共有をする。情報については、関係機関との情報共有のみとし、外部には漏らさず個人情報の保護には十分配慮をする。

(5) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

高齢者虐待防止法第7条2の規定により、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。高齢者虐待防止法7条3、同法21条6の規定により、刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪のその他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈してはならない。また、同法第21条7の規定により、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

虐待の疑いがある、または、虐待ではないが対応継続の必要がある利用者について、事業所内で情報共有する。当該地域包括支援センターに情報提供し、虐待の内容に応じた対応をする。

※別紙1：【参考】通報からの流れ（地域包括支援センターの動き）富士市 version

※別紙2：【参考】富士市東部圏域「高齢者虐待対応」に関する地域ケア会議

※別紙3：富士整形外科病院居宅介護支援事業所の動き

(6) 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

虐待が発生することになった原因について、分析、対応策を検討し虐待防止に努めるとともに、再度発生しないよう継続的に支援をする。再発防止にあたっては、利用者の身体健康状態の変化への対応だけでなく、養護者支援の方法も考慮する。モニタリングや事業所、当該地域包括支援センターからの連絡により、経過を追って虐待に

対応する体制をつくる。

- (7) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
状況を理解し、将来予測を立て、根拠ある支援を行う。単に虐待対応という視点ではなく、なぜ虐待が起きたのか、家族の中で起きたのか等理解し対応する。関係機関で正しい情報の共有や支援方針の理解、役割分担に基づく支援の実施。正しい状況把握（モニタリング）を繰り返す。

7 虐待防止のための指針

- (1) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
事業所では、高齢者虐待防止法第4条に則り、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国または、地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の施策に協力するよう努める。
事業所職員は、高齢者の自己選択、自己決定に対する支援者であり、高齢者本人自らが選択し、決定できるように最大限に支援していく。（支援者の介入を最小限にし、必要に応じ介入していく。）最大限に支援しても自己選択、自己決定が不可能になった時、本人らしい最善の選択や決定を本人の代わりに行う。（個別化し、本人を理解し本人の思いを汲み取りながら丁寧に接し続ける。）
- (2) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
6 1)
- (3) 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
6 3)
- (4) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
高齢者虐待防止法第1条の規定により、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の擁護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。《高齢者虐待防止法第7条の規定により、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。通報については、刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏

示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報することを妨げるものと解釈してはならない。

職務上知り得た情報については、関係機関との情報共有、検討の目的以外には漏らしてはならない。》

(5) 虐待が発生した場合の相談・報告に関する事項

(6) 成年後見制度の利用支援に関する事項

高齢者虐待防止法第 28 条の規定により、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置として成年後見制度の利用に努める。

(7) 虐待に係る苦情解決方法に関する事項

事業所に設置している苦情相談窓口が虐待等に係る苦情について対応する。

(8) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

虐待事例について、経過、関係機関との関わり、対応は支援経過記録に記載する。事実確認項目（サイン）、アセスメント要約票、高齢者虐待対応評価会議記録票についてはカルテとともに専用ファイルに保管する。関係者以外は閲覧禁止とする。関係機関が閲覧を希望する場合は、事業所内にて閲覧のみ（持ち出し、コピーは禁止）とする。

(9) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

① 虐待の防止のための従業者に対する研修

居宅介護支援の業務経験の長短を問わず、虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要になります。これらのことから、経験と知識の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施する。研修会は定期的かつ計画的に実施することとする。

1) 定期開催

全職員に対し、年一回以上の研修会を実施する。事業所内または、県や市、地域包括支援センター等が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への参加をもって、定期開催の研修会の参加とすることができるものとする。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修として、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

3) 外部研修会への参加

県や市、地域包括支援センター等が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう業務の調整等を行う。

② 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置する。担当職員は事業所の管理者とする。